



篠健第 90 号
令和 5 年 6 月 30 日

丹波篠山市監査委員 酒井 加世子 様

丹波篠山市監査委員 隅田 雅春 様

丹波篠山市長 酒井 隆 明



定期監査結果報告に係る措置の状況について（報告）

地方自治法第199条第9項の規定による監査結果に対して講じた措置を、同条第14項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 措置を講じた部局
保健福祉部（健康課）
- 2 監査の種別
定期監査（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項、並びに丹波篠山市監査基準第4条第2項による監査）
- 3 監査の期間
令和3年9月1日～令和4年1月26日
- 4 措置の内容
別紙のとおり

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	令和4年1月26日 監査結果報告
対象監査	令和3年度 定期監査
対象部署等	健康課
対象事項	(意見) ①アフターコロナにおける体制について
指摘等内容	<p>令和2年度より健康課では新型コロナウイルス感染症のワクチン接種業務が新たに業務として増え、十分な人員の補充が無い中で担当する職員の負担が増大しているところ、他部署からの出役やシルバー人材センターへの委託、市医師会の多大なる協力により高い接種率を達成している。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の対策として必要で重要な業務であるワクチン追加接種(3回目)が本格的に始まることから、今後の市民への対応やサービスの更なる充実を図ること、担当する職員の負担を軽減し労働環境を改善するために、組織体制の充実を図られたい。</p>
改善措置通知日	令和5年6月30日 改善措置通知
改善措置内容	<p>健康課が主管課となり、令和3年7月から現在まで、新型コロナワクチン接種については、市医師会の協力のもと一貫して医療機関での個別接種方式で実施しています。実施体制については、市コールセンター職員を含む健康課の全職員と病院受付事務等を委託している市シルバー人材センターからの派遣、ワクチン接種WEB予約システムの導入、また必要に応じて保健福祉部等庁内の横断的な協力体制を整えています。このような実施にかかる接種体制を構築したことで、現在まで職員が1名も体調を崩さずに業務を遂行できています。</p> <p>国の方針により、新型コロナワクチン接種については、令和5年度も特例臨時接種として、春と秋に2回のワクチン接種を実施します。これまでのノウハウを活かしながら、市医師会の協力による個別接種方式の継続、関係機関や市役所内での横断的な協力体制により、市民に安心、安全にワクチン接種を実施できるよう努力していきます。</p>
改善措置公表日	令和5年6月30日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第14項の規定により公表します。